

令和5年6月五島市議会定例会議案表

(令和5年6月26日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第45号	五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	1
議案第46号	五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	2
議案第47号	五島市税条例の一部改正について	3
議案第48号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7
議案第49号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
議案第50号	五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12
議案第51号	五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	15
議案第52号	五島市三井楽体育センター条例の廃止について	18
議案第53号	財産の取得について	19
議案第54号	財産の減額貸付けについて	20
議案第55号	工事請負契約の変更について	23
議案第56号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について	24
議案第57号	市道路線の廃止について	29
議案第58号	市道路線の認定について	33
議案第59号	五島市農業委員会委員の任命について	37

議案第 6 0 号	五島市農業委員会委員の任命について	39
議案第 6 1 号	五島市農業委員会委員の任命について	41
議案第 6 2 号	五島市農業委員会委員の任命について	43
議案第 6 3 号	五島市農業委員会委員の任命について	45
議案第 6 4 号	五島市農業委員会委員の任命について	47
議案第 6 5 号	五島市農業委員会委員の任命について	49
議案第 6 6 号	五島市農業委員会委員の任命について	51
議案第 6 7 号	五島市農業委員会委員の任命について	53
議案第 6 8 号	五島市農業委員会委員の任命について	55
議案第 6 9 号	五島市農業委員会委員の任命について	57
議案第 7 0 号	五島市農業委員会委員の任命について	59
議案第 7 1 号	五島市農業委員会委員の任命について	61
議案第 7 2 号	五島市農業委員会委員の任命について	63
議案第 7 3 号	五島市農業委員会委員の任命について	65
議案第 7 4 号	五島市農業委員会委員の任命について	67
議案第 7 5 号	五島市農業委員会委員の任命について	69
議案第 7 6 号	五島市農業委員会委員の任命について	71

議案第77号	五島市農業委員会委員の任命について	73
議案第78号	令和5年度五島市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	令和5年度五島市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
報告第6号	令和4年度五島市一般会計継続費繰越計算について	別冊
報告第7号	令和4年度五島市一般会計繰越明許費繰越計算について	別冊
報告第8号	令和4年度五島市一般会計事故繰越し繰越計算について	別冊

議案第 4 5 号

五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について  
五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 2 6 日 提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例  
五島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 6 年五島市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対し感染症防疫作業従事者手当を支給する特例を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第46号

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成25年五島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条第1項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第47号

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併

せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「その者」を「、その者」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動

機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の五島市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の五島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき五島市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う規定の整備を行うなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第48号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

(五島市富江地域福祉センター条例の一部改正)

第1条 五島市富江地域福祉センター条例（平成16年五島市条例第84号）の一  
部を次のように改正する。

別表第1第6条第1項第4号に掲げる者の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」  
に改める。

(五島市デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号）の一  
部を次のように改正する。

別表第7条第1項第4号に掲げる者の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に  
改める。

(五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例  
の一部改正)

第3条 五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する  
条例（平成27年五島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条  
第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(五島市立保育事業所条例の一部改正)

第4条 五島市立保育事業所条例（平成27年五島市条例第10号）の一部を次の  
ように改正する。

第7条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第10条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 五島市附属機関の設置等に関する条例（令和3年五島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部五島市子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この項において「法」という。）第77条第1項）の項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、関係する条例において、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第49号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第50条中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第50号

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を



講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、安全計画の策定等に関する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第51号

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等の

ための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令

第63号)の一部改正に伴い、安全計画の策定等に関する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 5 2 号

五島市三井楽体育センター条例の廃止について

五島市三井楽体育センター条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 2 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市三井楽体育センター条例を廃止する条例

五島市三井楽体育センター条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 3 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

三井楽体育センターを廃止することに伴い、五島市三井楽体育センター条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第53号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産   | 五島市消防本部備品 高規格救急自動車                                       |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札による契約  |
| 3 | 取得金額   | 32,780,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 長崎県長崎市昭和一丁目11番18号<br>福岡トヨタ自動車株式会社 長崎トヨタ営業本部<br>本部長 宮添 克己 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第54号

### 財産の減額貸付けについて

五島市上崎山町及び五島市野々切町の土地について、次のとおり貸付料を減額する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

### 1 貸付財産

種類	所在地	地目	面積
土地	五島市上崎山町2889番第3	宅地	952.00㎡
土地	五島市上崎山町2889番4	宅地	1,338.00㎡
土地	五島市上崎山町2889番5	宅地	446.00㎡
土地	五島市上崎山町2890番1	宅地	4,441.26㎡
土地	五島市上崎山町2890番5	宅地	1,304.20㎡
土地	五島市野々切町1319番	雑種地	1,305.54㎡
土地	五島市野々切町1320番1	山林	1,751.73㎡
合計	7筆		11,538.73㎡

2 減額貸付の目的 土地を減額して貸し付けることにより、市が公募した鑑瀬園地自然環境活性化プランの事業実施による経済的な効果を波及させ、観光客の誘致及び雇用の創出による地域活性化を図るため。

3 減額貸付の相手方 五島市上崎山町2877番地  
双日五島開発株式会社  
代表取締役 池田尚真

4 減額貸付期間 令和5年4月1日から令和70年2月21日まで

5 減額する金額 減額する貸付料の額は、当該貸付料を算定する日（貸付料の改定を行う場合は、当該改定の日）現在の現況地目に

より算出した土地の価格を基に算定した貸付料の額から、令和3年2月22日現在の現況地目により算出した土地の価格を基に算定した貸付料の額を減じて得た額とする。

- 6 減額後の貸付料 減額後の貸付料の額は、令和3年2月22日現在の現況地目により算出した土地の価格を基に算定した額とする。

(提案理由)

財産を減額して貸し付けることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第54号参考〉

1 減額する金額

(1) 令和5年4月1日現在の現況地目により算出した土地の価格を基に算定した貸付料 年額 1,253,637円

(2) 令和3年2月22日現在の現況地目により算出した土地の価格を基に算定した貸付料 年額 398,356円

(3) 減額する金額 ((1)-(2))

年額 855,281円

ただし、減額する金額は、固定資産評価基準が改定されるごと等に見直すこととする。

2 貸付財産の現況地目の状況

種類	所在地	現況地目	
		令和3年2月22日現在	令和5年4月1日現在
土地	五島市上崎山町2889番第3	公園	宅地
土地	五島市上崎山町2889番4	公園	宅地
土地	五島市上崎山町2889番5	公園	宅地
土地	五島市上崎山町2890番1	公園	宅地
土地	五島市上崎山町2890番5	公園	宅地
土地	五島市野々切町1319番	公園	雑種地
土地	五島市野々切町1320番1	山林	山林

## 議案第55号

### 工事請負契約の変更について

令和4年9月28日に議決された議案第73号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

「4 工事請負金額 600,270,000円」を「4 工事請負金額 615,824,000円」に改める。

### (提案理由)

五島市富江町公民館・富江支所庁舎建設工事（建築）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 56 号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

令和 5 年 6 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市小泊町 1337 の 3 地先	3.08	小泊町

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



# 竣 功 認 可 書

五 島 市

令和4年10月25日付けで申請のあった第1種大浜漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾



記

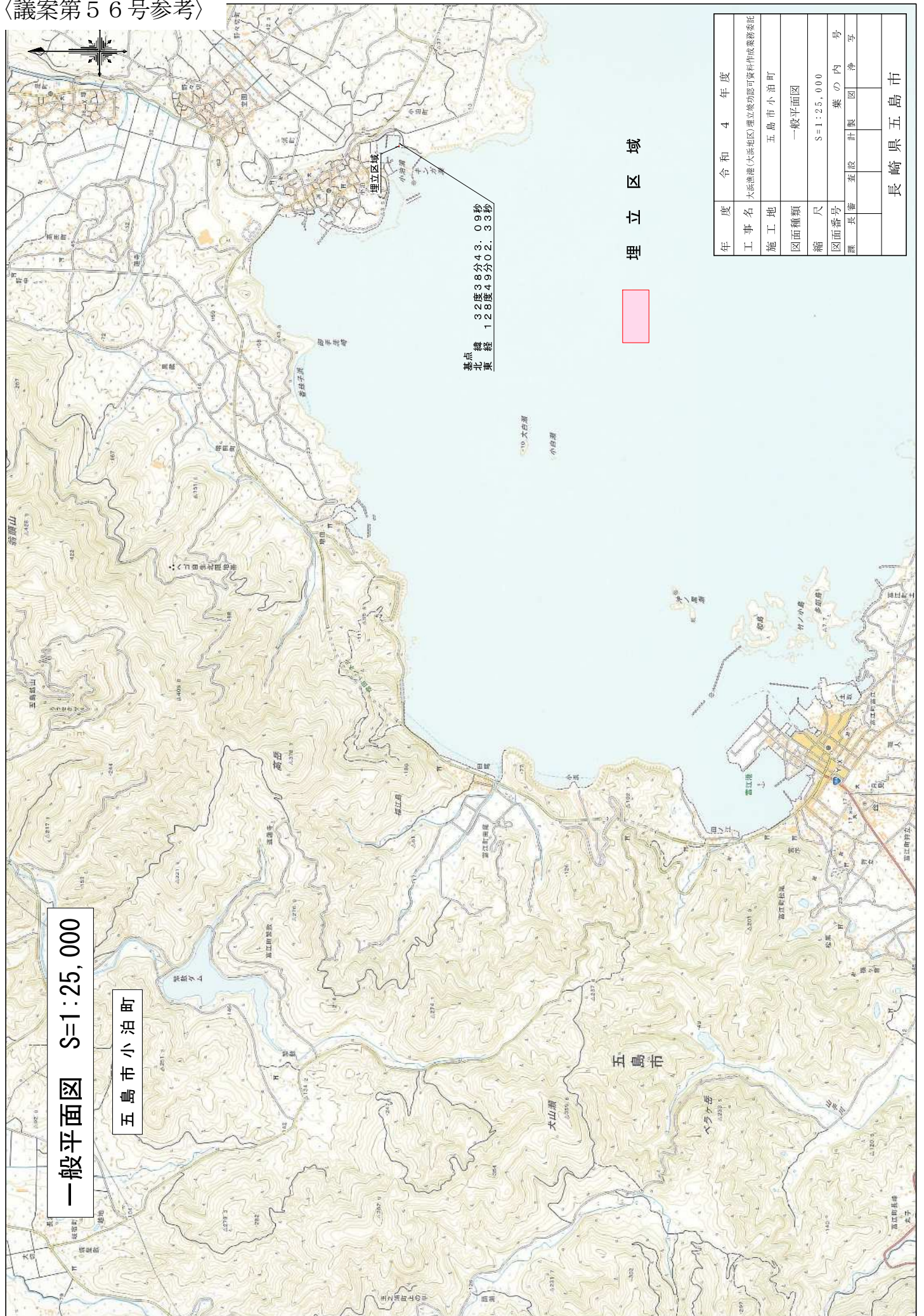
1. 埋立ての場所

長崎県五島市小泊町1337番3の地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 3.08㎡

(内訳)	護	岸	敷	0.75㎡
	物	揚	敷	2.33㎡
		場		



基点  
北緯 32度38分43.09秒  
東経 128度49分02.33秒

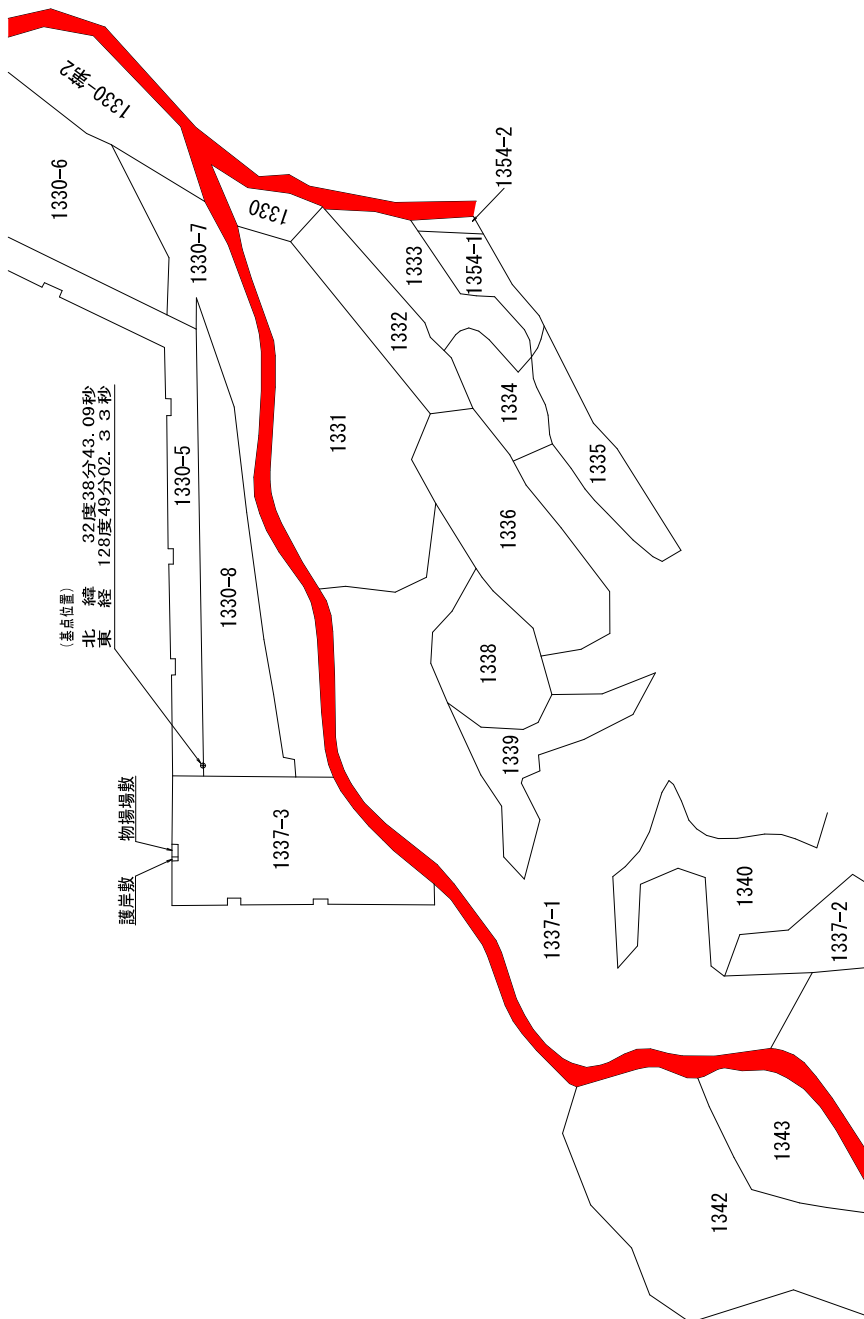
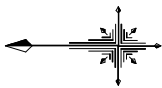
埋立区域

年度	令和4年度
工事名	大浜漁港(大浜地区)埋立成功認可資料作成業務委託
施工地	五島市小泊町
図面種類	一般平面図
縮尺	S=1:25,000
図面番号	集の内号
課長	監製 図内号
	監写
	長崎県五島市

一般平面図 S=1:25,000

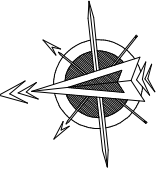
五島市小泊町

五島市 小泊町 字 図



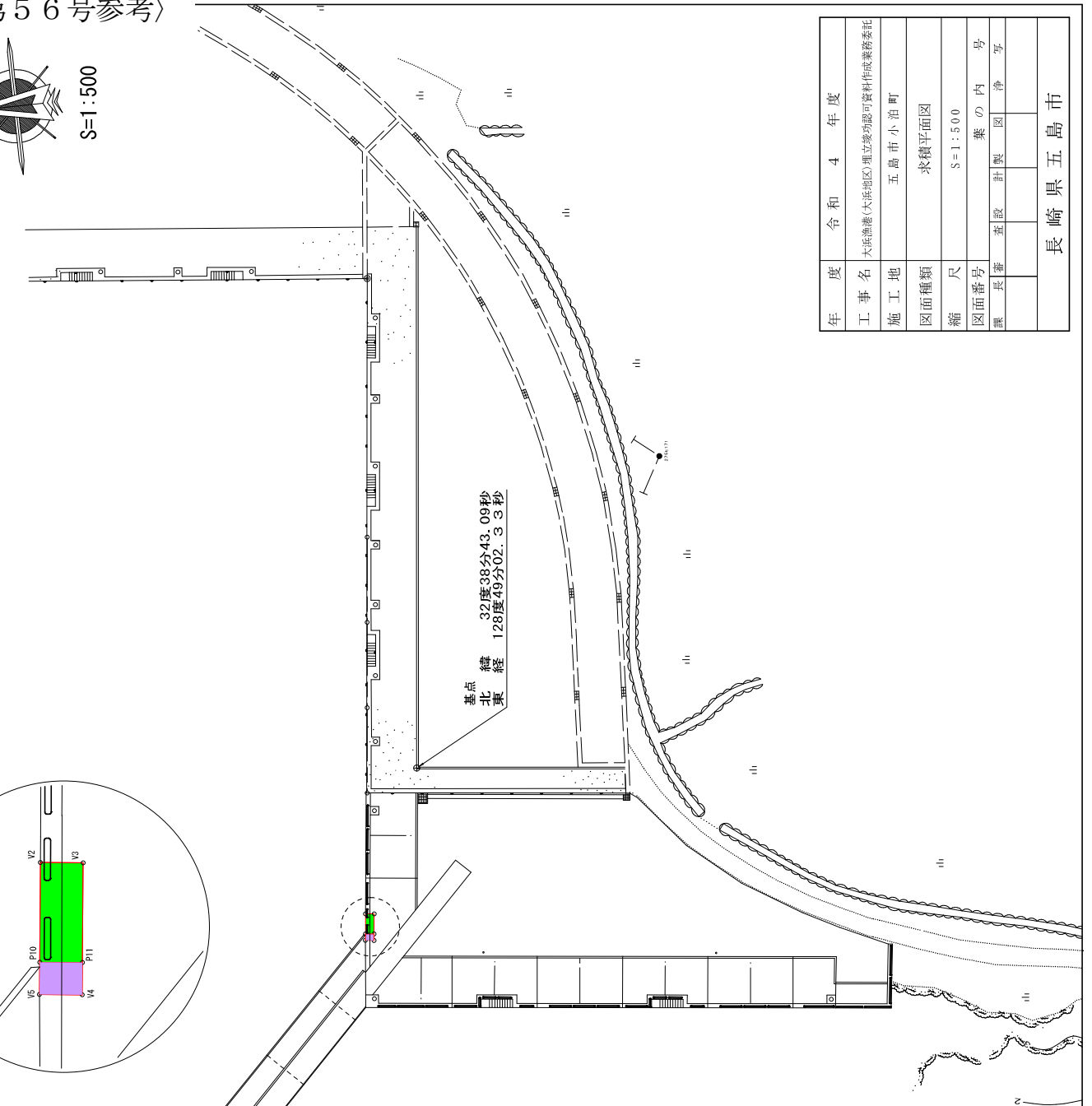
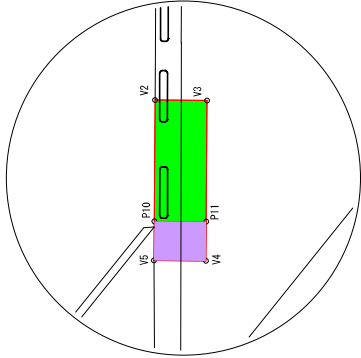
法務局	長崎地方法務局五島支局
複写年月日	令和4年7月25日
複写人氏名	五島市役所 水産課 澤崎 政則

年度	令和4年度
工事名	大浜漁港(大浜地区)独立竣工認可資料作成業務委託
施工地	五島市小泊町
図面種類	字 図
縮 尺	
図面番号	業 の 内 号
課 長 藤 巻 隆 計 製 図 内 淨 写	
	長崎県五島市



S=1:500

求積平面図  
五島市 小泊町



地番	護岸敷	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	X <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	距離
P11		-39119.424	-64066.236	33916.540608	0.76
V4		-39119.336	-64066.987	24840.778360	1.00
V5		-39118.343	-64066.871	-33915.603381	0.76
P10		-39118.431	-64066.120	-24840.203685	1.00
合計面積				1.511902	
合計面積				0.7559510	㎡
合計面積				0.75	㎡

地番	物揚敷	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	X <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	距離
V2		-39118.703	-64063.796	-86374.096224	1.00
V3		-39119.696	-64063.912	95452.058240	2.34
P11		-39119.424	-64066.236	86375.688192	1.00
P10		-39118.431	-64066.120	-95448.971640	2.34
合計面積				4.678668	
合計面積				2.3392840	㎡
合計面積				2.33	㎡

埋立区域	
護岸敷	0.75㎡
物揚敷	2.33㎡
計	3.08㎡

測量年月日	令和4年7月22日
測量者氏名	光栄測量設計株式会社
測量立会人	五島市役所 水産課 濱崎 政則

年度	令和4年度
工事名	大浜漁港(大浜地区)埋立竣功認可資料作成業務委託
施工地	五島市小泊町
図面種類	求積平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	案の内写
課長	蓋殿 計製 図内写
長崎県五島市	

## 議案第 57 号

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により市道の路線を次のとおり廃止する。

令和 5 年 6 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
空港・鬼岳線	五島市上大津町 1 6 0 6 番 1 地先	五島市上崎山町 2 1 7 9 番 2 地先	な し
大瀬崎 1 号線	五島市玉之浦町玉之浦 1 1 0 9 番 1 地先	五島市玉之浦町玉之浦 1 4 2 9 番 1 地先	な し
大瀬崎 2 号線	五島市玉之浦町玉之浦 1 0 5 0 番 1 地先	五島市玉之浦町玉之浦 1 4 2 9 番 1 地先	な し

### （提案理由）

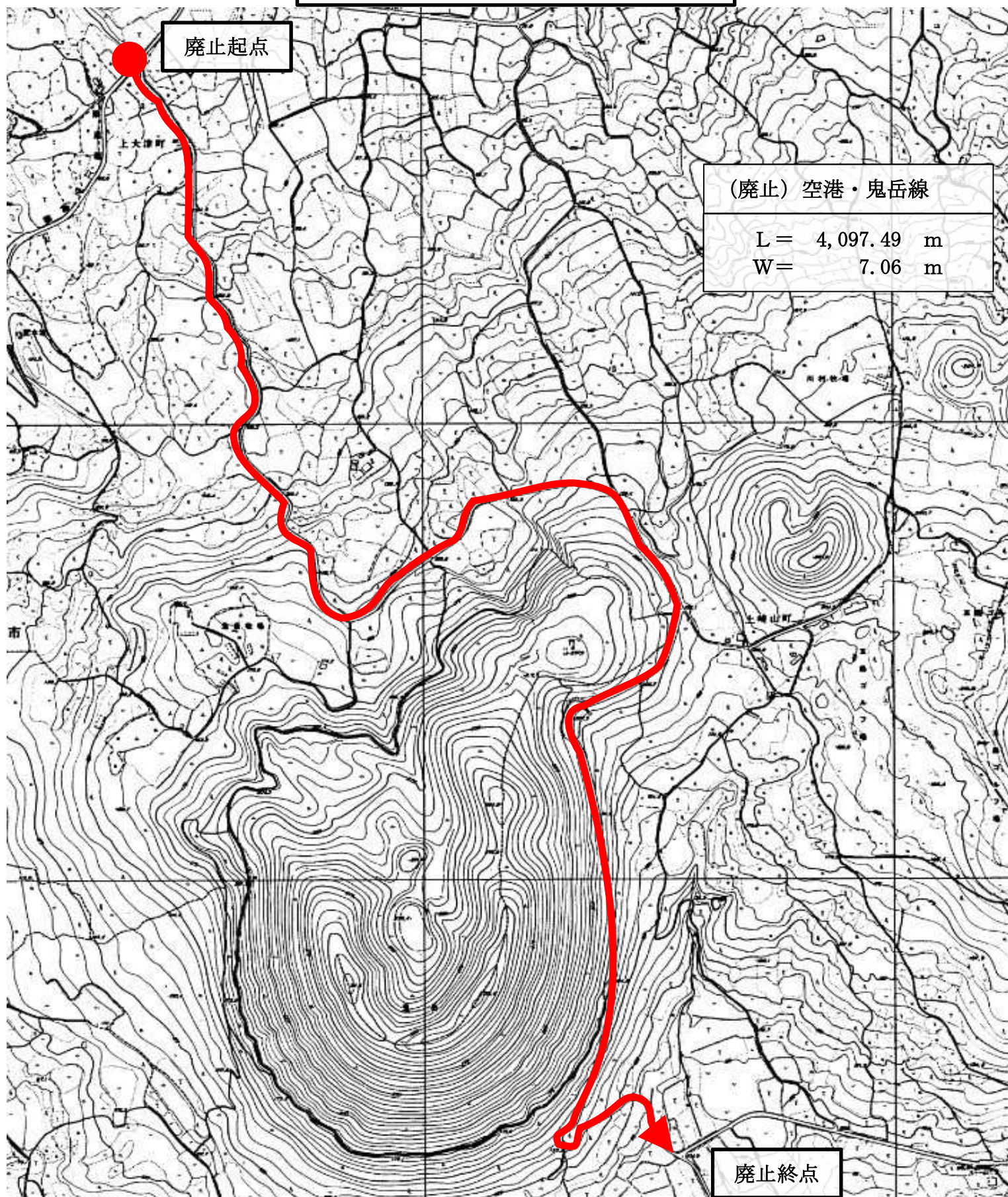
市道路線の廃止については、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



# 廃止路線位置図

S = 1/10,000

その1



# 廃止路線位置図

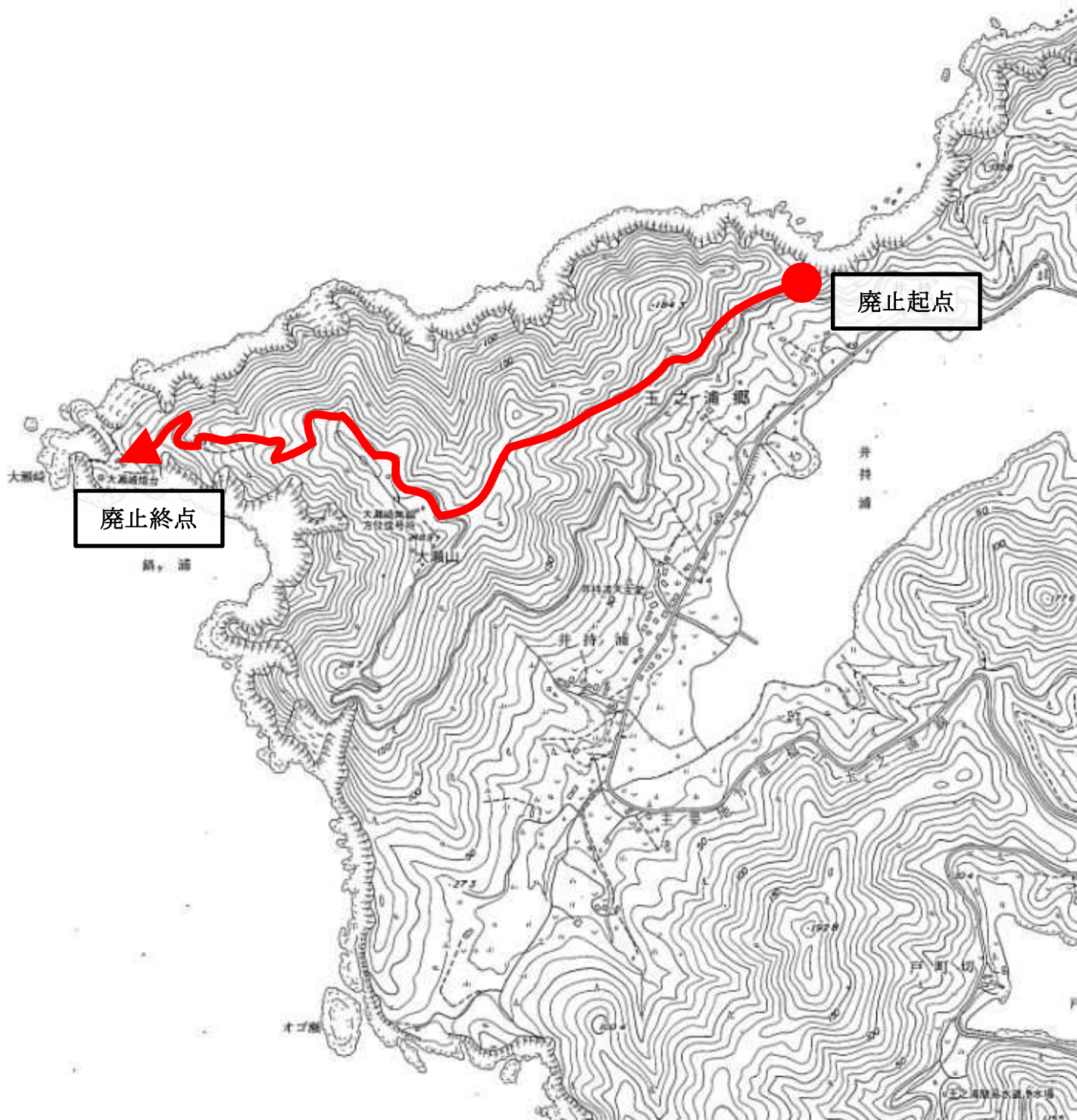
S = 1/10,000

その2

(廃止) 大瀬崎1号線

L = 2,465.10 m

W = 2.79 m



# 廃止路線位置図

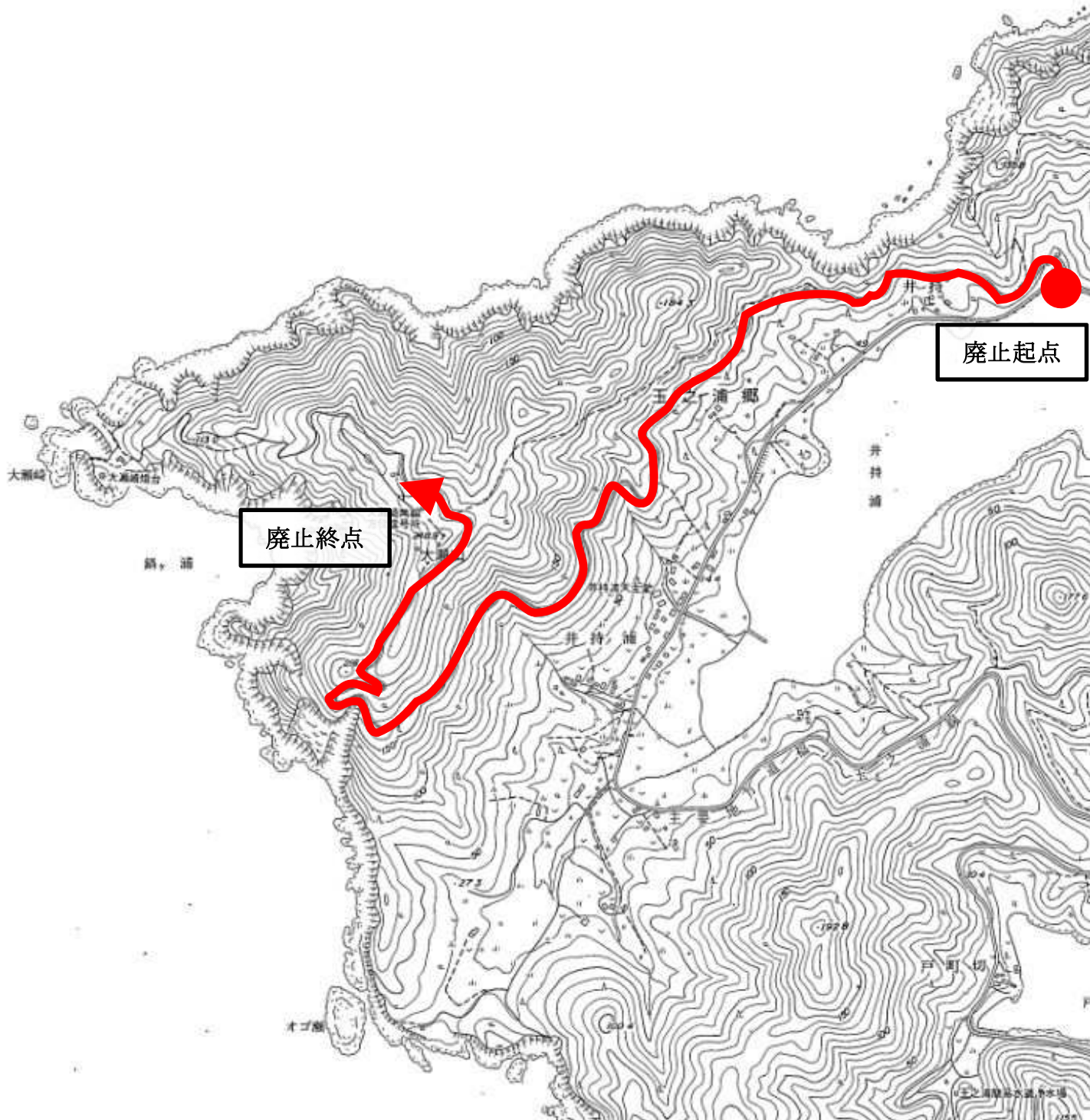
S = 1 / 10, 000

その3

(廃止) 大瀬崎2号線

L = 3, 299. 80 m

W = 6. 91 m



議案第 58 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和 5 年 6 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
空港・鬼岳線	五島市上大津町 1615 番 3 地先	五島市上大津町 2873 番第 1 地先	な し
崎山・鬼岳線	五島市上崎山町 2192 番 1 地先	五島市上崎山町 2147 番 4 地先	な し
大瀬崎 2 号線	五島市玉之浦町玉之浦 1 028 番 1 地先	五島市玉之浦町玉之浦 1 317 番 13 地先	な し

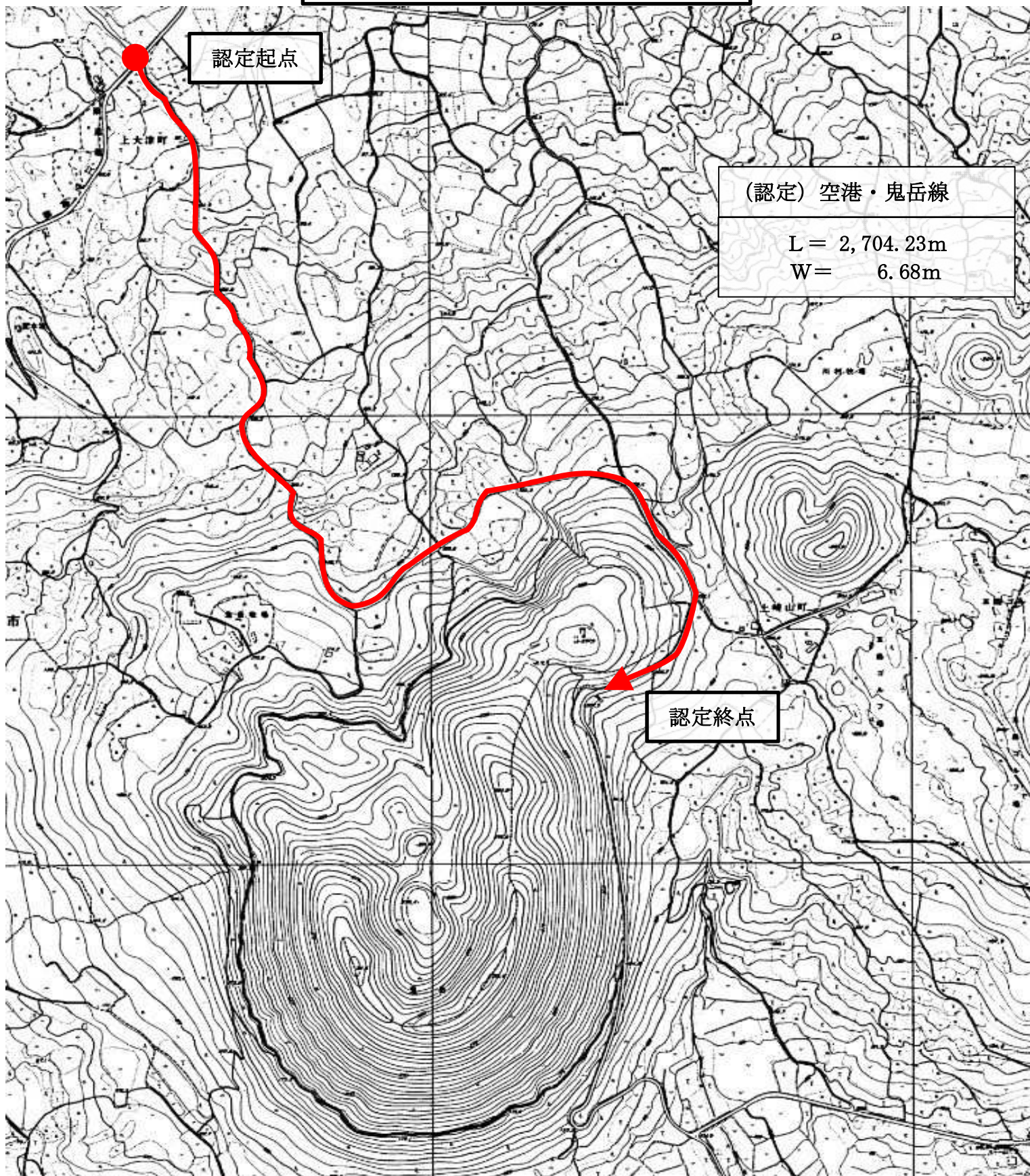
（提案理由）

市道路線の認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

# 認定路線位置図

S = 1/10,000

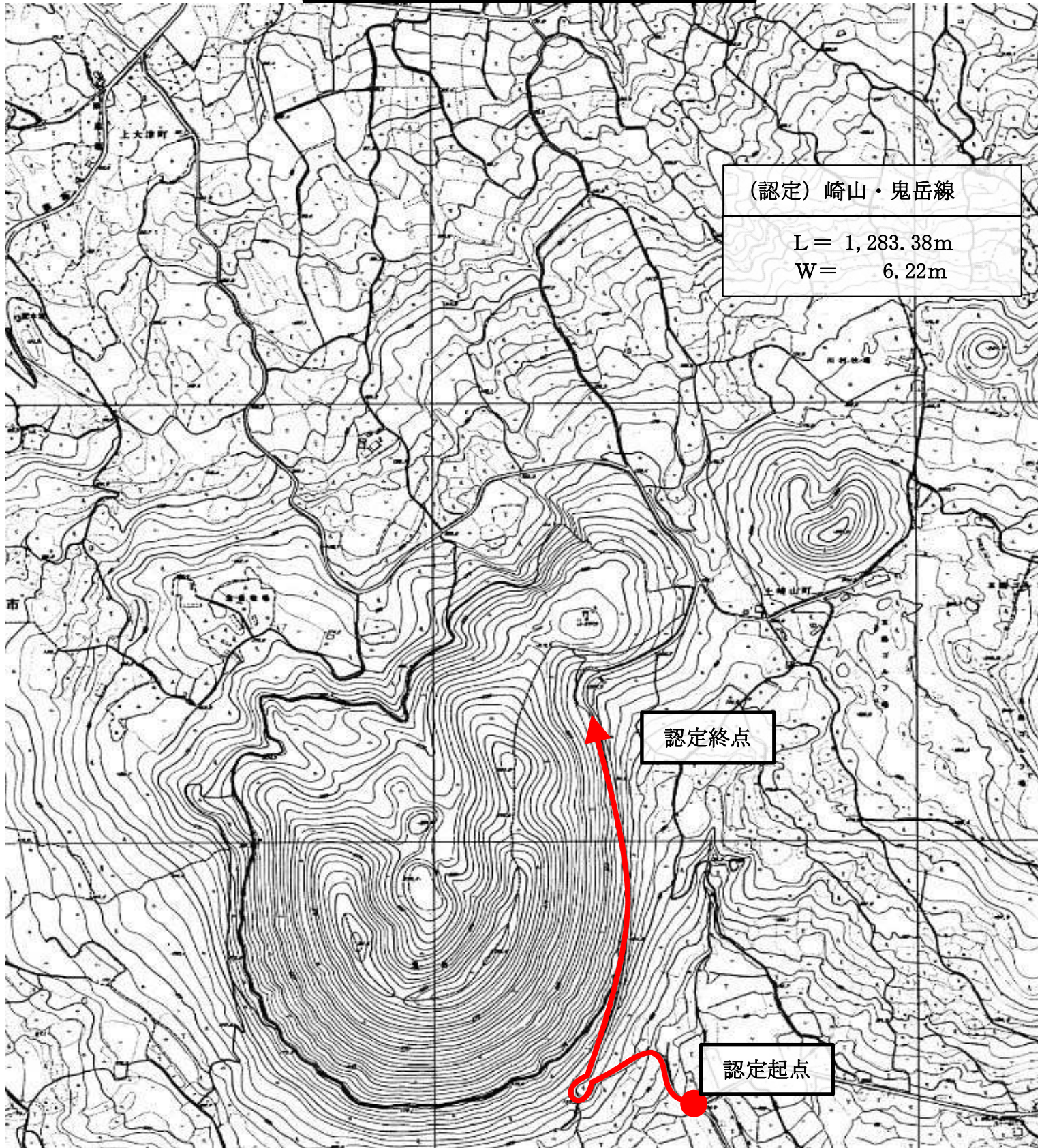
その1



# 認定路線位置図

S = 1/10,000

その2



# 認定路線位置図

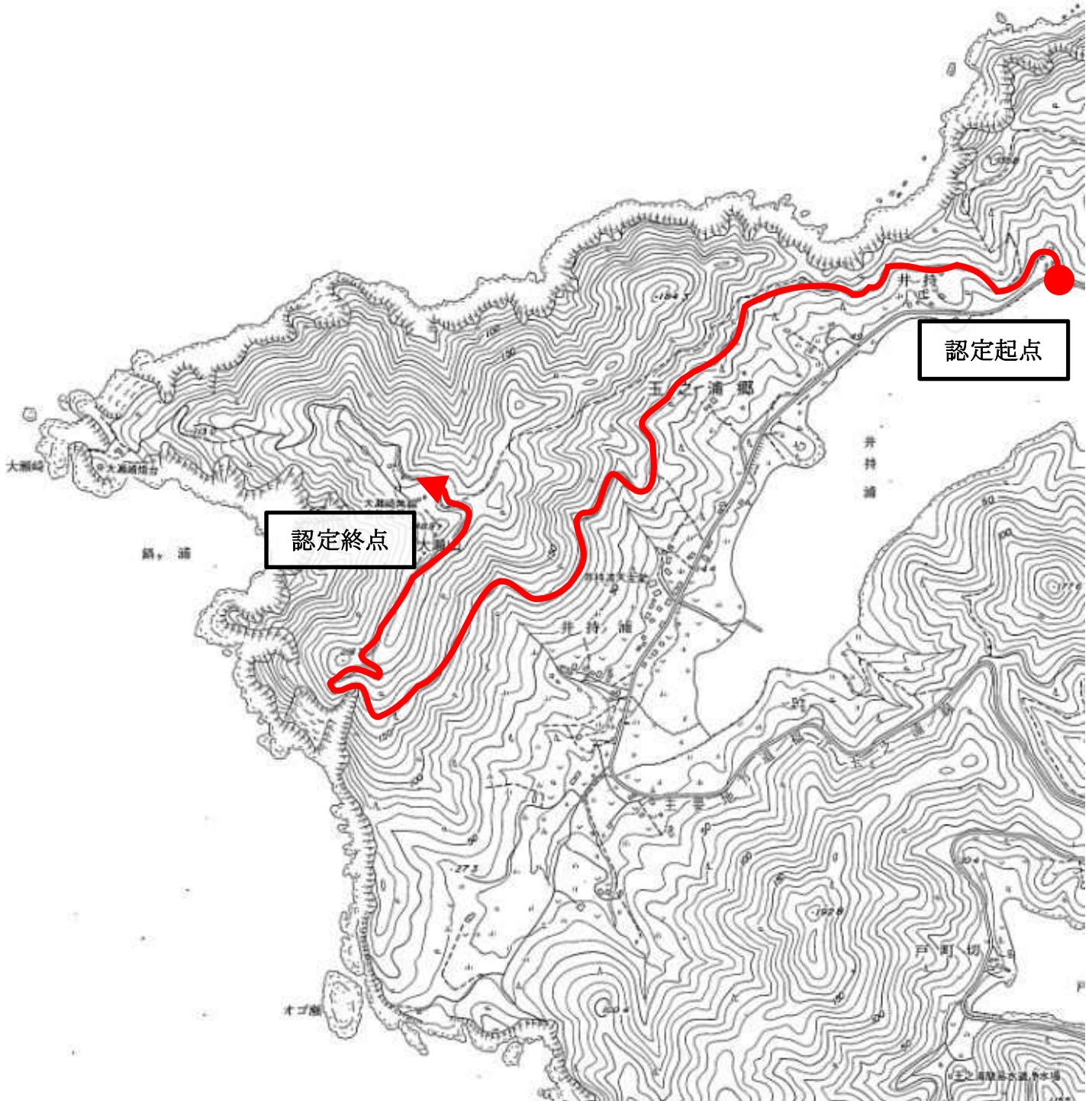
S = 1/10,000

その3

(認定) 大瀬崎2号線

L = 3,252.80 m

W = 6.85 m



議案第59号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	なか むら こう じ 中 村 耕 二
生年月日	昭和39年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第59号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第60号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	やま もと じつ お 山 本 実 雄
生年月日	昭和27年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第60号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第61号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市

ふりがな みなみ ただ あき  
氏 名 南 忠 明

生年月日 昭和25年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第61号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第62号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	やま ぐち とし はる 山 口 利 治
生年月日	昭和43年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第62号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第63号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	やまざき さなえ 山 崎 早 苗
生年月日	昭和48年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第63号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第64号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	しら はま やす のり 白 濱 康 範
生年月日	昭和38年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第64号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第65号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	の ぐち かね ゆき 野 口 兼 幸
生年月日	昭和35年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第65号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第66号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	お ざき やす ひろ 尾 崎 康 裕
生年月日	昭和36年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第66号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第67号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	なが お いた 長 尾 五 男
生年月日	昭和23年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第67号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第68号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	もと むら はじめ
氏 名	本 村 元
生年月日	平成4年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第68号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第69号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	さか せ たつ お 坂 瀬 達 生
生年月日	昭和26年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第69号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第70号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 五島市

ふりがな かく だ たか あき  
氏 名 角 田 隆 章

生年月日 昭和30年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第70号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第 7 1 号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和 5 年 6 月 2 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	うえ むら たか ゆき 上 村 孝 幸
生年月日	昭和 2 7 年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第71号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第72号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	こめ やま たかし
氏 名	米 山 孝
生年月日	昭和34年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第72号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第73号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	てら さか せい いち 寺 坂 誠 一
生年月日	昭和35年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第73号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第74号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	いと やなぎ こういちろう
氏 名	糸 柳 浩 一 郎
生年月日	昭和35年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第74号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第75号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	やま だ かつ ひさ 山 田 勝 久
生年月日	昭和25年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第75号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第76号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和5年6月26日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	あ ら き と み お 荒 木 富 男
生年月日	昭和30年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第76号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	

議案第 77 号

五島市農業委員会委員の任命について  
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

令和 5 年 6 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	たに がわ たつ よし 谷 川 辰 善
生年月日	昭和 32 年

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第77号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
南 忠 明	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
本 村 元	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 田 勝 久	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
中 村 耕 二	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
今 里 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
荒 木 富 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
林 賢 市	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 崎 早 苗	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
出 口 幸 博	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
山 本 実 雄	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
平 田 光 昭	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
長 尾 五 男	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 脇 八 夫	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
角 田 隆 章	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
上 村 孝 幸	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
寺 坂 誠 一	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
小 林 善 孝	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
古 里 善 秀	令和 2年 8月 1日	令和 5年 7月 31日	
坂 瀬 達 生	令和 5年 4月 1日	令和 5年 7月 31日	